

食と緑の基本計画推進会議の公開に関する事項

(目的)

第1 食と緑の基本計画推進会議の公開に関する事項について、食と緑の基本計画推進会議設置要領第7に基づき、次のとおり定める。

(会議の公開等)

第2 食と緑の推進会議（以下、「推進会議」という。）は原則として公開する。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報に該当する情報を含む事項が協議内容となる場合。
- (2) その他非公開とする必要が生じた場合。

(傍聴者の定員)

第3 会議における傍聴者の定員は、10人とする。

(傍聴の申込み及び傍聴者の決定方法)

第4 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書により、事前に申込むものとする。なお傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定し、傍聴証を交付する。

(会議場に入ることのできない者)

第5 凶器やその他危険物、ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあると明らかに認められる者は会議場に入ることのできない。

(傍聴者の守るべき事項)

第6 傍聴者は、傍聴席においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。その他の会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話等の無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りでない。

(座長の指示)

第7 座長は、この事項に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴者がこの事項又は座長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

附則

本事項については、平成28年8月1日から運用する。